

平成19年度関東農政局国営土地改良事業等再評価第三者委員会（第1回）議事録

－ 国営かんがい排水事業〔那珂川沿岸地区〕 －

1. 日 時

平成19年6月22日（金） 10:25～16:50

2. 場 所

那珂川沿岸地区現地（茨城県常陸大宮市）

那珂川沿岸農業水利事業所 会議室（茨城県水戸市）

3. 出席者

別紙のとおり

4. 行 程

(1) 現地調査 10:25～15:20

- ①御前山ダム 進捗状況等
- ②ビオトープ 環境対策
- ③小場江堰 既存施設の状況等
- ④営農状況

(2) 第三者委員会 15:20～16:50

5. 第三者委員会議事内容

事務局：国営事業等再評価第1回の第三者委員会を開始させていただきます。私今日の進行役を務めさせていただきます、濱井と申します。宜しくお願い致します。

今日は現地調査の方が若干長くなってしまいましたが、会議の開催は大変失礼ながら16:30を目途に進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

それでは会議の開始に先立ちまして、当国営事業管理委員会の副委員長でございます植田農村計画部長よりご挨拶申し上げます。

農村計画部長：植田でございます。16:30を目途ということで、時間がありませんので、極めて簡単に。再評価委員会の第三者委員会でございますけれども、お集まりの先生方に忌憚のないご意見、ご指導をお願いしたいということで、5年おきに行っております。那珂川沿岸地区におきましては平成14年度に一度再評価を行っております。

本日の現地資料にもありますが平成20年度には計画変更の法的手続きに入り、確定は平成21年度としております。

従いまして、このような状況での今回の評価ですが、やはり計画変更といえますか、先ほどご覧頂いたように、地元の方もそのような方向で動いております。そのことを踏まえながら、事業の方向性といえますか、評価して頂きたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

事務局：それではここで、私の方から改めまして、今日のご出席者の方のご紹介をさせていただきます。お手元に出席者名簿を付けさせて頂いておりますけれども、まず、委員長をお願いさせて頂いておりますが、三重大名誉教授の浅井先生でございます。

それから五十音順に、東京大学の経済が専門の安藤先生でございます。

茨城県の地域興しマイスターをされ、地域の専門でございますが、斎藤先生でございます。

自然環境研究センターの主席研究員で、生物が専門の斉藤先生でございます。

筑波大学の農業工学が専門の佐藤先生でございます。

そしてNPO法人水のフォーラムの理事長の藤原先生でございます。

(行政側の紹介は省略)

それではこれから議事の方に移らせて頂きます。これ以降議事の進行につきましては、浅井委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

浅井委員長：委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。それでは議事次第に従いまして、議事を進めたいと思っております。まず、本委員会の運営に関しまして、事務局より提案をお願ひします。

事務局：それでは事務局より第三者委員会の運営につきまして、「第三者委員会の運営について」という資料に基づき、提案させて頂きたいと思っております。

まず第1点目の提案が、次回以降の第三者委員会の傍聴の可否についてです。昨年度までは、公平中立かつ自由な審議の確保が困難となる恐れがあるということで、傍聴は不可という形で進めてきたわけですが、近年特に透明性の確保が求められてきている関係がございまして、農水関係の再評価の委員会、他の農政局を含めまして、全国的にも傍聴可能であると、完全にオープン形式を取ってきておりますことから、事務局と致しましては、次回の第三者委員会から傍聴可能という方向でご検討頂きたいと思っております。

それから2つ目と致しましては、従来議事録を公表してきた際に、発表した委員のお名前は記入せずに、(委員)という形で公表してきたところですが、これも先程と同様に、全国的にも委員の名前が入った形での公表のケースがほとんどであると

ということもありまして、公表する議事録に先生方の名前を入れさせて頂きたい、という提案でございます。

浅井委員長：ありがとうございました。ただいま本委員会の運営につきまして事務局の方から提案がございました。一つは今までと違って次回の委員会から、この第三者委員会の傍聴を認めるという提案、それからもう1点は議事録の中に発言者の名前を記入するという提案でございます。従来とは2点変わりますが、よろしいでしょうか。

各位委員：同意

浅井委員長：ありがとうございます。ではそういうことで進めたいと思います。

佐藤委員：何かルールのようなものは作るのですか。規定のようなものを作って、傍聴するときは、例えば、勝手な発言をしないというようなルールはあるのですか。

事務局：規定という形では定めるという風には考えておりませんが、一応プレスリリースで第2回目以降の傍聴は可能となりますということをHPなりに載せさせて頂いて、傍聴したい方は住所、役職、氏名という形で登録して頂いて、傍聴のみという形です。

佐藤委員：発言したときに傍聴席から野次が飛ばされたら、そういう時は即刻退場してもらうとか、何か規定がないと。

事務局：分かりました。

農村計画部長：それについては、新聞記者についてもカメラをいつでも撮って良いのではなく、冒頭なら冒頭ということで限ろうと思っていますし、そこは全部制限を持って対応します。

あとは名前入りの議事録の公表ということですが、当然我々が作成して、先生方がこの内容でいいかどうか確認して、その上で公表致します。これは従来と同じでございます。

浅井委員長：傍聴者がうるさいようでしたら、私の方で臨機応変に対応致します。そういうことでよろしいでしょうか。

佐藤委員：そういうことが出来るのであれば。別の委員会では、その辺を文書で厳しくやっている例もあるので。

農村計画部長：傍聴は登録制に致しますし、もし申し込みがあった場合はFAX等で、発言が無いよう、連絡を致します。

浅井委員長：よろしいでしょうか。よろしければ、事務局案のとおりで進めたいと思います。

続きまして、那珂川沿岸地区再評価（案）につきまして、農政局の進藤水利整備課長から説明して頂きます。

水利整備課長：「国営那珂川沿岸土地改良事業の再評価（案）」、「国営かんがい排水事業「那珂川沿岸地区」再評価説明資料（案）」、「再評価（案）説明参考資料」等の資料を説明。

事業所：現地配付資料「那珂川沿岸地区再評価第三者委員会現地調査資料（事業見直し編）」に基づき、事業進捗状況、変更計画について説明。

浅井委員長：ありがとうございます。ただいまご説明を頂きましたが、委員の皆様の自由な発言をお願いしたいと思います。実際に現地を見て頂きましたので、理解も大分深まっているのではないかと思います。どうぞご意見をお願い致します。

斉藤（秀）委員：農政局の方に聞きたいのですが、再評価（案）の4ページに関係団体の意向ということで、県と市町村と改良区の欄がありますが、これは次の委員会の時には何か記載があるのでしょうか。それとも我々の第三者委員会にはこのままなののでしょうか。

事務局：今日の委員会が終わりましたら、各団体の意向を聞くことにしております。次回の第2回にはご提示させて頂いて、評価項目のまとめというところまで議論して頂きたいと思います。

浅井委員長：本委員会の評価内容に関係団体の意向というのは影響して参りますので、次回までに入れて頂いて評価したいと思います。他にございますか。

佐藤委員：計画変更については技術的にかなり高度な問題があつて、専門外の方にはなかなかお分かりなりにくいかと思いますが、全体的な評価としては極めて良い方向の

見直しだと思います。

元々地域の中にいろいろな伝統的な水利施設が既にある所で、それに一切タッチしないで、それを避けるような形で当初の事業計画が作られたのが、問題と言えば問題だったのではないかと思います。しかしそれは従来の事業の考え方というのがそうでしたから仕方がないかと思います。これからはもっと地域が持っている資産、あるいは財産というものを総合的に考えながら新しい事業を打ち出していくということにならざるを得ないのではないかと思います。この計画変更はその先鞭を付けるというような意味で、歴史的にも非常に大きな意味を持っているのではないかと思います。

ですから逆に、我々は細かい計算はできませんが、農政局あるいは事業所の方で、これによってどういうメリットが生まれるかということとを徹底的に検討して頂いて、これからの地区、関東農政局に限らず全国のこういう水利事業の中で、こういう考え方を初めから取り入れていくという発想を是非定着させて頂きたいと思います。まだ概査という状態で、細かいことはたくさんあると思うのですが、事業費という点では非常に長い幹線水路、新設すべき水路の長い距離を縮減できるというのは、非常に大きな事業費の削減になります。これを最終的に十分検討して欲しいのですが、今のまま水路を建設した場合とこのような新しい考え方を導入したことによってかかる費用とどれだけ違うのか、先程別のところで少し事業所にも伺いましたが、総事業費ということではなく、ダムはダムで100億位余分にかかっている訳ですから、水路分についてどうなのかということとを別途に検討して頂いて、恐らく300億位になってしまうのではないかという話もありました。普通、事業費のコスト削減というと残土を有効利用するというようなチマチマした話になるのですが、この場合はそのようなこととは桁違いの事業費削減になりますから、非常に大きいと思います。

それともう一つは、建設事業だけではなく、先程もありましたが運転経費ですね。運転経費の削減、高いお金、エネルギーをかけて延々と灌漑しなければいけないところを削減できるという効果は大きいと思います。

細かいことまでは発言する時間はありませんが、全体としては非常に良い変更計画だと思います。

浅井委員長：ありがとうございました。

ただいまの発言に関連しまして、事業の進捗状況は、事業費ベースで70%の進捗率ということになっています。そうしますとこの時点で相当大きく計画の変更が関係するのですが、この変更に伴って既存施設、あるいは施工済みの施設との関連で、水利用計画を説明しておいてもらいたいと思います。

もう少し早ければそれ程問題なかったのかもしれませんが、まだ十分間に合うわ

けです、水利用計画は検討しますと書いてありますので、是非ともお願いいたします。

それから説明の中の3ページのところで、費用対効果の分析についての見直しを行うと書かれておりますが、現在ここに載っておりますのは現計画での投資効率ですね。ですから文章を読んでいきますと、「なお本地区の事業効果は」といきますと、その前の文章で「費用対効果の分析についての見直しを行う」と書いてありますから、文章の続きとしては新しい効果の見直しの話かなと取られ兼ねません。「本地区における“現計画の”事業効果は」というように、書いておいて頂ければという気が致します。

それと、費用対効果の見直しをなさった時に、現時点で相当大きな変更があるのかどうか。分かっている範囲で結構ですが、もしお答え頂ければ、参考になるのではないかと思います。

事業所：若干定性的な答えになりますが今、なお書きで書いています現計画には生産性の向上効果を入れておりますけれども、畑かんについては今実証的に使って頂いており、品質が上がるという意味での品質の向上効果というものが、今後若干ですが期待されます。更に、新たに入る6土地改良区は、基本的に開水路を使っていますので、そこから発生する例えば地下水の涵養効果とか、例えば景観に寄与するとか安らぎを与えるという効果もありますし、またダムを造って那珂川の流況を安定させるという、流況安定性の効果もあります。また洪水を軽減する効果というものも、これは現計画にも当然あって然るべきなのですが、そういった効果も今回入れられるのかな、と考えております。

B/Cの算定手法については、今回国の方で大きく「総費用・総便益比」方式に移行しますので、計変の中でも、そちらの手法の変化もありますし、見込める効果についての新しい要素が加わってくるだろうなというところが、今まだ具体的な数字の算定等には至っておりませんが、そういった要素を考えております。

水利整備課長：先程の委員長からのご質問ですが、なかなかまだ総事業費をしっかりと出していない段階で、今年から新しい効果の算定の仕方が変わって、いろいろと傾向を聞いたところ、端的に言えばありせば、なかりせばという効果になるのですが、どちらかという更新事業と言いますか、そちらの方が高く出ていることがあるようだ聞いております。ただ変更計画でやってみないと分かりませんが、恐らく問題なく効果が出るのではないかと、私自身は思っております。

浅井委員長：そうすると、小場江頭首工が新しく変更の中に入るのかどうかは分かりませんが、もし入れば、更新効果の中に、なかりせば効果というものが入ってくるので

すね。

事業所：現場での我々の推察ですが、どのような効果、地元がどのような考えを持っているかと言いますと、今までの事業は5500haに対する新規かんがい効果だけでした。今度の事業は、5000haに対する新規かんがい効果と、3800haに対する更新効果、更に上乘せして相当な多面的効果が出てきます。それはこれから農政局に伺いまして、数字をおさえるという形です。それ以上細かいことは現時点では分からないですけれど。

浅井委員長：他に何かございますか。

藤原委員：先程も言われましたが、良い方に見直されて良かったと思います。以前の計画が「紀州流」とすると、今度は「関東流・伊奈流」といった感じで地域の有り様に対して無理がない。

この新川というところも、川に落としてから取っている。

事業所：そうですね。新川は一度落としてからです。

藤原委員：それと石川川の辺は最後の末端で取るとか、若宮川の辺は田んぼに一端入ったものを取っている。まさに伊奈流の反復利用ですね。ただ、こういう時以前は明確な優先があって、また上流が絶対優位でしたから、取水でも差がついたり、管理等の協力関係にも問題が生じたりしていましたが、この際、この流域全体の利水計画や管理計画を一本化されたらよいと思います。関東流というのは自然にはやさしいけれど上下流や新旧の問題を起こしやすい。だからその辺は水利も管理も皆で分け合い協力する新たな共同体を作っていただきたいと思います。

事業所：先生の仰るとおりでして、今までは6つの土地改良区があり、それ以外にこの国営那珂川沿岸土地改良区の中にまた小さな土地改良区がありまして、20もの多くの水利組織があり、それぞれ理事会を構えもめたりしながら仕事をしていましたが、今回のこの計画変更によって、御前山ダムという一つの釜の飯を皆で食べるという仲間になろうじゃないかということで、土地改良区は全部合併しようではないかという話が持ち上がっています。そういう動きは我々も支援したいと思っております。そうすれば、非常に円滑に将来の水管理ができると思います。

浅井委員長：営農計画のことにつきまして、安藤先生何かございますか。

安藤委員：営農計画ではないのですが、取り入れ口の頭首工を併せて改修しようということですが、頭首工の場所は変わらないのでしょうか。それとも少し上流になったり下流になったり、そういう場所の変更があるのでしょうか。

事業所：場所については、小場江頭首工については現位置での改修です。その機能が発揮される最小限と言いますか、身の丈に合った更新、改修ということですので、また新しいものを上に造るというものではございません。

安藤委員：分かりました。

浅井委員長：よろしいですか。他に何かございますか。

斎藤（和）委員：私も車中でいろいろとご説明をお聞きしまして、小場江堰や赤沢江を活かした見直し案についてですが、是非こういう日頃から気になっていた歴史遺産を活かして更に継承していくような、そういう整備をして頂きたいと思っていたのですが、是非景観の方も配慮に入れながら整備して頂ければいいなと思っています。疎水百選に是非選ばれるような所になってもらいたいなと思っていますので。

事業所：疎水百選に関して言えば、千波湖土地改良区にある水路、備前堀が一つ選ばれています。

斎藤（和）委員：こちらの里山の景観も素晴らしいと思いますので。

藤原委員：まさに伊奈流。素敵です。

事業所：仰るとおりですね。

浅井委員長：事業評価としては計画変更を前提としてやらなければなりませんので、難しいかもしれませんが、本日お聞きした限りでは良い方向に進んでいるように見受けられますし、今日頂いたご意見を踏まえて、次回までに更に詰めて頂いて、資料を用意して頂きたいと思います。もう少し分かり易くと言いますか、補足を加えた説明を頂ければいいのではないかと思います。

時間となりましたが、もう少し言っておきたいことがございましたら、今日ここで回答を頂かなくても、次回までに回答を用意して頂くことも結構ですがよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは本日の審議内容につきましては、事務局より議事概要の即日公表という

ことになっているようでございますので、議事概要の確認をこの後して頂きます。議事録の作成につきましては、委員の皆さんに議事録の内容を確認して頂いた上で、公表という形をお願いしたいと思います。

事務局の方から連絡事項等ございましたら、お願いします。

事務局：貴重なご意見を頂きありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、また委員長のご指示等踏まえまして、即日公表の議事概要を作成中ですので、ちょっとお待ち頂ければと思います。議事録につきましては、後ほど先生方に確認させて頂いた上で、公表させて頂きたいと思います。

それではもうしばらくお時間頂きまして、その間にまた議事のほうを進めて頂きます。よろしくをお願いします。

浅井委員長：ありがとうございました。以上をもちまして、本日予定しておりました議事を全て終了致しました。それでは議事進行を事務局へお返ししたいと思います。

事務局：委員長ありがとうございました。では事務連絡になりますけれども、次回、第2回の第三者委員会は来月7月23日の15：30から、それから第3回の第三者委員会は8月2日に、さいたま市にございます農政局において開催を予定しております。詳細につきましてはまた追って、個々にご連絡申し上げたいと思います。

本日はお忙しいところ貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。